

指定ごみ袋に掲載する広告を募集します

市では、「指定ごみ袋」の作製に際し、民間事業者等のイメージアップや市の財源確保を図る目的で、「指定ごみ袋」への広告(有料)掲載事業者を募集します。

市民及び事業者が一体となり、ごみの減量と3Rを推進していく中で、「指定ごみ袋」という媒体への広告掲載をぜひ御利用ください。

1 募集件名

家庭ごみ収集用指定ごみ袋 (大・中・小・極小)

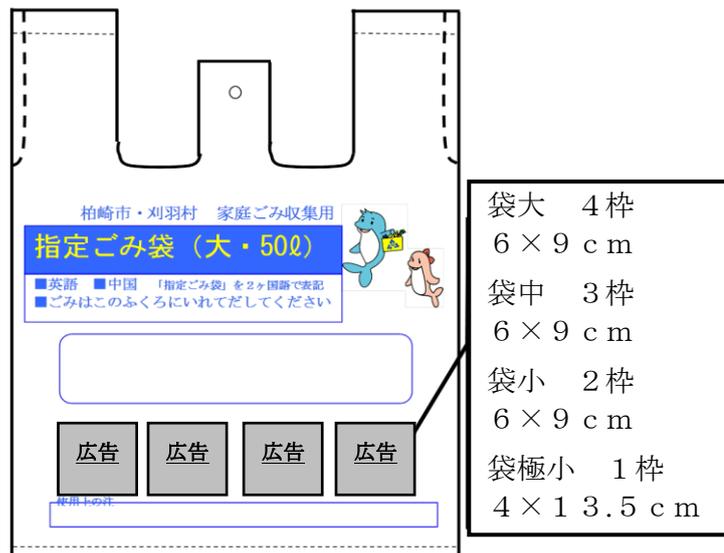
2 募集対象

- (1) 柏崎市に事業所、店舗等を構えている者
- (2) 市税を滞納していない者

3 媒体の概要

名 称		作製予定枚数	1 枚単価	1 広告掲載料金	募集枠	広告サイズ
指定ごみ袋 (黄色)	大 (50ℓ)	280,000 枚	0.08 円	22,400 円	4 枠	縦6cm × 横9cm
	中 (25ℓ)	2,040,000 枚		163,200 円	3 枠	
	小 (10ℓ)	2,240,000 枚		179,200 円	2 枠	
	極小(5ℓ)	430,000 枚		34,400 円	1 枠	縦4cm × 横13.5cm

- (1) 作製枚数は約1年間分の見込み数量のため、増減する場合がありますので、上表記載の掲載料金も増減する場合があります。
- (2) 実際に市内に流通する期間は在庫状況により変動しますが、おおむね令和8(2026)年10月から令和9(2027)年9月頃までを見込んでいます。
- (3) 広告の色は、青色とします。



指定ごみ袋広告 レイアウトイメージ

4 広告条件

指定ごみ袋として、公共性及び品位を損なうおそれのない広告で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、条例もしくは規則に違反し、又は抵触するおそれのある内容
- (2) 公の秩序もしくは善良な風俗に反し、又は反するおそれのある内容
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人宣伝、人材募集その他これに類する内容
- (4) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現の内容
- (5) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切な内容
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定ごみ袋に掲載する広告として市長が適当でないと認める内容

5 申込み手続き

次の書類を提出してください。

- (1) 提出書類 ① 柏崎市指定ごみ袋広告掲載申込書（第1号様式）
② 広告原稿（デジタルデータ）
③ 直近の完納証明書（市税務課で申請）
- (2) 提出期限 **令和8(2026)年3月19日(木)まで**
- (3) 提出先 環境課（クリーンセンター）へ提出又は、郵送でお願いします。
※関係書類は環境課（クリーンセンター）または、市ホームページからダウンロードできます。

6 広告決定方法

- (1) 申込みがあった広告について、広告の内容を審査し、広告掲載の可否を決定します。
- (2) 掲載に適すると認められる広告の応募が、募集した枠数を超える場合、抽選により決定します。
- (3) 審査及び抽選の結果を「柏崎市指定ごみ袋広告掲載承認（不承認）決定通知書」（第2号様式）により、広告主にお知らせします。

7 広告掲載料金納付

広告主は、市が作製した枚数の実績に応じて、市の発行する納入通知書により、市の指定する期日までに掲載料金を納付してください。

また、掲載料金は、市が作製（年2回予定）した都度納付するものとします。

（例：11月作製1,106,000枚⇒88,480円納付、3月作製1,105,000枚⇒88,400円納付となり、計2回納付することになります。）

8 その他

- (1) 申込みに当たっては、「柏崎市指定ごみ袋に掲載する広告の取扱いに関する規程」を必ずお読みください。
- (2) 掲載した広告に関する責任は、全て広告主が負うものとします。
- (3) その他不明な点は、環境課（クリーンセンター）へお問合わせください。

問合せ先：柏崎市市民生活部環境課 クリーン推進係
(クリーンセンター内)
〒945-0011 柏崎市松波四丁目13番13号
TEL：23-5170 FAX：24-4196